

東京都北区長 花川與惣太 殿

2020 年度(令和 2 年度)

北区予算編成に関する要望書

2019 年 11 月 22 日

日本共産党北地区委員会

委員長 遠藤 久

日本共産党都議会議員

曾根 はじめ

日本共産党北区議員団

団長 野々山 研 幹事長 山崎 たい子

宇都宮 章 さがらとしこ せいの 恵子 永井 朋子

野口 将人 福島 宏紀 本田 正則

日本共産党北区議員団

〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番地 22 号

電話 03-3908-7144 FAX 03-5993-0280 E-mail: mail@kyoukita.jp

はじめに

日頃から区政発展のためにご尽力いただいていることに、心より敬意を表します。

2019 年度は、就学援助入学準備金の増額、学校給食費負担軽減の準備、学校体育館などへのエアコン設置、学童クラブ増設、区民施設トイレの洋式化など、私たちが求めてきた施策が実現の運びとなりました。

国際的な課題となっている紛争、温暖化、貧富の格差をなくす SDGs(持続可能な開発目標)をかかげ、「誰一人取り残さず」、「ジェンダーの視点」をすえて、来年度も引き続き、区民の切実な願いにこたえるため、以下の点をふまえて新年度予算編成にあたっていただくよう要請します。

第 1 に、10 月から消費税 10%が強行され、区民の暮らし、地域経済へのさらなる影響が懸念される中、財調基金の一部、10~20 億円を活用し、区民の暮らし応援に全力をつくすことです。

年度末で主要 5 基金は約 584 億円、うち財政調整基金は約 180 億円と最高水準を維持しています。こうした財源は、国保料・介護保険料などの引き下げ、熱中症対策、高齢者歯科検診の拡充、高等教育における給付型奨学金の創設、ヘルシー入浴券事業の委託料引き上げ、プレミアム付き区内共通商品券の増刷、住宅要配慮者への住宅確保など、貧困・格差をなくす、切実な区民施策に活用するよう強く求めます。

第 2 は、経営改革プランや公共施設再配置方針を抜本的に見直すことです。

この 20 年間、区は 1000 名の職員削減、非正規雇用への置き換えやアウトソーシングを行ってきました。こうした中で生み出された官製ワーキングプアをなくすために、会計年度任用職員の処遇改善や、指定管理者・委託業者などで働く労働者の賃金を引き上げる公契約条例の制定を求めます。

また、最新の北区人口推計では、総人口で今後 10 年間、年少人口で 15 年間、人口が増加していくという予測が示されました。保育園、学童クラブ、児童館、子ども・ティーンズセンター、学校など、新たな行政需要が生じている中、人口減少を前提に施設削減を推し進める公共施設再配置方針は、基本計画改定にあわせて、抜本的見直しを求めるものです。

第 3 は、再開発や道路事業などのまちづくりでは、「区民とともに」の基本姿勢に立ち返し、住民への十分な情報提供、相互の話し合いを基調とした住民合意を大前提とすることです。

十条では、鉄道立体交差化計画と付属街路、補助 85 号線事業でも、いまだ住民が納得する説明と合意がなされていません。また、志茂と赤羽西の 86 号線、十条の 73 号線、十条駅西口再開発では、事業認可取り消しを求める住民訴訟が係争中です。新たな赤羽駅東口再開発についても、情報公開、計画の周知と住民合意を求めます。

第 4 は、消費税増税や年金・医療・介護など社会保障の改悪、9 条改憲を推し進める安倍政権の暴走に、区として反対の声をあげることです。

日本共産党北区議員団は、区内の諸団体や各界の方々との懇談を重ね、8 つの柱、294 項目の新年度予算要望をまとめました。その実現を強く要望するものです。

目次

第 1 章 区民の暮らし応援、福祉の充実を	1
第 1 節 医療について	1
第 2 節 介護について	3
第 3 節 高齢者福祉について	5
第 4 節 障がい者福祉について	6
第 5 節 生活困難世帯への対応について	9
第 2 章 豊かな人間性を育む子育て・教育の実現を	10
第 1 節 子ども・子育て・若者支援について	10
第 2 節 学校施設整備について	13
第 3 節 学校教育について	14
第 3 章 人間らしく働ける、活気あふれる地域づくり	17
第 1 節 雇用対策について	17
第 2 節 中小企業・商店街振興について	17
第 3 節 スポーツ振興について	19
第 4 章 災害に対する万全の備えを	20
第 1 節 風水害および震災対策について	20
第 2 節 情報伝達・情報共有について	21
第 3 節 避難所および避難時の対応について	22
第 5 章 住民の声が生き、住み続けられるまちづくり	23
第 1 節 都市計画マスタープランの改定にあたって	23
第 2 節 まちづくり推進の基本姿勢について	24
第 3 節 喫緊のまちづくりの課題について	25
第 4 節 防災まちづくりについて	26
第 5 節 住宅対策について	26
第 6 節 各地域のまちづくりについて	29
第 7 節 交通対策について	31
第 6 章 環境にやさしい消費生活を送るために	32
第 1 節 温暖化抑制の環境対策について	32
第 2 節 リサイクルについて	33
第 3 節 再生可能エネルギー推進、原発・放射線対策について	33

第 4 節 騒音、水質、ダイオキシン、アスベスト対策について.....	34
第 5 節 動物との共生、生物多様性の保全について.....	35
第 7 章 区民本位の行財政改革を.....	36
第 1 節 北区経営改革プラン、北区公共施設再配置方針の見直しを	36
第 2 節 区民負担を軽減し、安心の消費生活を	37
第 3 節 公正・公平な契約をめざして.....	38
第 4 節 自治権拡充、財政権確立のために.....	39
第 5 節 政治倫理の確立について.....	40
第 8 章 立憲主義・民主主義、平和と人権の発展に向けて	40
第 1 節 立憲主義・民主主義・人権を守るために	40
第 2 節 平和に関する施策について.....	41
第 3 節 ジェンダー平等の推進について	41
第 4 節 外国人の生活・権利擁護のために.....	43

第 1 章 区民の暮らし応援、福祉の充実を

第 1 節 医療について

1、国民健康保険事業については、

- ①保険料軽減のために、区独自の軽減措置（一般財源繰り入れ）を継続し、子どもの均等割は減額とすること。
- ②資格証明書の発行や短期保険証の窓口留め置きは行わず、子ども医療費対象者については、直ちに送付すること。
- ③保険料の徴収猶予および減免基準については、低所得者、失業者、収入激減者などに適用できるよう緩和すること。
- ④滞納がある被保険者にも高額療養費限度額認定証の交付を行なうこと。また、出産一時金、葬祭料については、収納対策に充てないこと。
- ⑤低所得者への外来一部負担金の軽減（第 44 条）を積極的に適用すること。
- ⑥保険料を賦課されて生活保護基準以下になった場合は、保険料を免除する「境界層措置」を設けるよう国に求めること。
- ⑦法定外繰り入れの削減や、国保料の取りたて強化を競わせる保険者努力支援制度を廃止するよう国に求めること。

2、後期高齢者医療制度については、資格証明書発行を抑制し、保険料や窓口負担の 2 割への引き上げは行わないよう、国・東京都広域連合に求めること。

3、北区の子ども医療費無料化制度は、高校生の通院費まで拡充すること。

4、地域医療体制の強化、多職種連携による医療と介護の連携推進については、

- ①高齢者あんしんセンターサポート医の増員および育成の研修費を補助すること。また、精神科などの専門医も配置すること。
- ②「在宅療養相談窓口」は、医師会への委託費を増額し、安定的運営を図ること。
- ③「在宅療養協力支援病床確保事業」の 1 病床あたりの補助金を増額し、事業を拡張すること。
- ④任意団体「北区在宅ケアネット」へ事業委託して実施している他職種連携研修会を、引き続き継続すること。
- ⑤他職種ネットワークのための ICT システム構築の研修や人材確保に支援を行なうこと。

5、認知症高齢者へのとりくみについては、

- ①認知症になっても希望をもって生きることができるよう、当事者主体の立場で、本人の言葉、思いを聞き取り、ともに生きるという視点で区民理解、事業の充実を図ること。
- ②当事者や家族同士の交流の場、安心できる人と人との関係性や居場所を地域の中につくること。
- ③認知症の早期発見・早期介入のための医師を含めた「認知症初期集中支援チーム」の体制の充実、および研修会などの事業を拡充すること。
- ④認知症高齢者を抱えた家族への支援やリフレッシュ事業を拡充すること。

6、精神の緊急医療体制について、緊急事態における警察への通報、搬送、措置入院にいたるまでの当事者、家族の抱える困難さを解決するため、入院にいたるスムーズなシステムを東京都と連携し検討すること。

7、ひきこもり支援や自殺予防対策については、

- ①若年者だけでなく、40代～60代のひきこもりの実態の把握、保健師・臨床心理士などによるアウトリーチを含めた相談体制の充実、居場所づくりなど支援のしくみを構築すること。
- ②区民が理解を深める講演会や家族への相談・支援を充実すること。

8、大気汚染によるぜん息患者らの医療費を全国一律で全額助成する制度の新設を国に求めること。

9、感染症対策の強化、予防接種については、

- ①ハイリスク者、子ども・高齢者へのインフルエンザ予防接種への補助を拡充すること。
- ②区の結核罹患率は全国平均の2倍を示しており、高齢者や20～50代の受診、生後1歳までのBCG接種よびかけを強化すること。また、医療従事者への対策および結核健診への支援を行なうこと。
- ③ロタウイルスに対する公費助成を行なうとともに、ムンプス(おたふく)ウイルスを含め、定期接種化を進めること。

10、受動喫煙防止については、

- ①法令を遵守し、事業所への支援、広報や指導を推進すること。
- ②駅周辺などすべての喫煙所の覆い囲いを強化し、場所によっては適切に移設すること。

11、特定健診・特定保健指導については、40～50代および非正規労働者の受診率向上のためにも、健診期間を延長・通年化し、夜間、土日にも拡充すること。また、医療機関も含め、受診勧奨を積極的行なうこと。

12、各種がん検診については、

- ①通年実施とし、受診者が希望する日程や検診内容を選択できる制度とすること。
- ②乳がん検診、子宮がん検診などを毎年受けられるようにすること。また、都立北療育医療センターで

- の受診を可能にするなど、障がいを持つ方に配慮した体制を整えること。
- ③前立腺がんの PSA 検診、肺がん検診、口腔がん検診を実施すること。

13、北区が委託している歯科診療および歯科健診については、

- ①在宅訪問診療における口腔ケア、摂食嚥下機能評価を行なう歯科衛生士の確保・研修など、障害者口腔保健センターおよび、休日歯科応急診療所の体制に見合った委託料を増額すること。
- ②歯科用デジタルX線など医療機器・ユニット設備、とりわけ、滝野川健康支援センターの使用年数 20 年を超えたユニットを、早急に新規購入すること。
- ③健康寿命を延ばすためにも、75 歳以上の口腔機能維持検診は、年齢の上限なく、年に 1 回無料で受けられるようにすること。また、歯科検診は 40 歳以下へも拡充すること。

14、耳の聴こえについては、

- ①65 歳以上の補聴器購入補助制度を創設すること。
- ②公共施設や団体への磁気ループの貸し出しを行なうこと。
- ③聴覚検診の対象を 70 歳以上にも拡充すること。

第 2 節 介護について

15、第 7 期介護保険事業計画の実施にあたっては、

- ①他区に比べて要支援の認定率が高いことや、第 6 期の給付費実績が計画から約 45 億円の乖離となったこと、さらに 2018 年度末の準備基金積立金が 30 億円となったことをふまえ、介護認定やサービス提供のあり方、保険料算定について区として分析・評価を行ない、計画の進捗を見極めながら制度を運営すること。
- ②「地域包括ケアシステム強化法」に盛りこまれた財政インセンティブによる要支援・要介護度の認定改善(ランク下げ)の強制、介護サービスとりあげは行なわないこと。
- ③介護専門職の人材確保について、賃金引き上げ、家賃補助制度や研修費補助など処遇改善に、区としても全力をあげること。
- ④介護保険と障がい福祉の共生型サービスについては課題も多いため、慎重に対応すること。

16、介護保険制度の改善にむけて、以下の点を国と東京都にはたらきかけること。

- ①国庫負担金を引き上げ、保険料、利用料の負担軽減と減免制度を拡充すること。
- ②要介護 1・2 の保険給付サービスの総合支援事業への移行、利用料の原則 2 割負担への引き上げ、ケアプランの有料化は行なわないこと。
- ③介護事業所の運営難の改善、および人材確保のために、介護報酬を抜本的に引き上げ、国費により介護従事者の賃金引き上げや処遇改善を図ること。

17、保険料、利用料の軽減については、

- ①年収 18 万円以下の普通徴収者への保険料を免除すること。
- ②滞納による介護サービス抑制のペナルティ措置は行なわないこと。
- ③低所得者に対する訪問介護やデイサービスの利用料や保険外の食費負担などに対し、区独自の減額制度を実施すること。

18、要支援者などへの総合事業について、

- ①専門職によるホームヘルプやデイサービスを継続し、事業所が安定して運営できるよう、最低でも国基準の報酬単価とすること。
- ②北区柔道接骨師会と連携し、接骨院を利用した機能訓練指導や高齢者世帯への見守りを含めた訪問機能訓練指導事業を実施すること。

19、社会福祉協議会が運営している「高齢者生活支援事業」(区の上乗せサービス)については、コーディネーターの常勤者が増員できるよう補助を増額すること。

20、高齢者あんしんセンターについては、ランチ運営も含め、指定管理料や運営費を増額し、相談やアウトリーチ訪問、見守り支援や地域づくりなどの体制を拡充すること。

21、介護認定の改善については、

- ①調査の際、ケアマネジャーやサービス責任者の立会いを原則、認めること。
- ②がん末期の方に対する認定は、病状の進行を想定し、ベットなど福祉用具の確保、十分な介護ヘルパーの支援などが行えるようにすること。
- ③認定にかかる日数は、概ね 30 日以内とする法的期間を遵守すること。

22、高齢者(障がい者含む)の拘束・虐待防止のために、

- ①通報を受けた高齢者あんしんセンターや高齢者虐待防止センターによる安全確認および、事実確認は、危機感を持って速やかに対応すること。
- ②区民や介護職向けの虐待や人権に関する研修を実施すること。

23、特別養護老人ホームなど、基盤整備については、

- ①つつじ荘の建て替え、旧さくら荘への仮移転にあたっては、利用者の処遇、および委託法人の運営や職員処遇に区として万全を期すこと。
- ②介護ヘルパーの確保支援や適切な入所調整を行ない、空きベットが生じている事態を早急に改善すること。
- ③学校跡地、国有地、都有地、UR 用地なども活用し、多床室を備えた特養ホームを増設すること。

24、介護保険サービスを利用していない高齢者への仮称「健康奨励金」の支給や、家族だけで介護している方への「介護手当」、「リフレッシュ券」などの支給を行なうこと。

第 3 節 高齢者福祉について

25、身よりのない高齢者への生活・老い支度支援事業（見守り、保証人、葬儀など）を、社会福祉協議会や行政書士会、NPO 法人などと連携し、事業化すること。また、おくやみ後の区役所手続きがワンストップでできるコーナーの設置を検討すること。

26、成年後見制度については、

- ①社会福祉協議会の「あんしん北」や市民後見人養成の体制を強化すること。
- ②成年後見制度に対する正しい理解を広め、手続きや費用面での支援を促進すること。

27、高齢者見まもりネットワーク事業については、

- ①シニアクラブ、商店会、医療・社会福祉法人、NPO などへも助成対象を拡充し、居場所づくりへの支援を拡充すること。
- ②個人情報保護しつつ、ネットワークに開示できるよう、条例制定を行なうこと。

28、紙おむつ支給事業は、月の補助を増額し、年齢制限を加えず要介護 3 以上へ拡充すること。
また、要介護高齢者など訪問理美容サービスおよび寝具乾燥サービス対象者についても、要介護 3 以上へ条件を緩和すること。

29、食事会などの地域ささえあい事業、高齢者の自主的サークルやクラブ活動などにとりまなう施設使用料は減額すること。また、活動への補助を拡充すること。

30、高齢者ヘルシー入浴券については、利用枚数を増やし、隣接区でも使用できるよう工夫すること。また、区境の提携浴場を増やすこと。

31、シルバーパスについては、課税世帯に対する年間パス（現行 2 万 510 円）だけでなく、6 ヶ月および 3 ヶ月パス、5000 円券、1 万円券を導入するなど、負担軽減策を東京都に求めること。

32、北区シニアクラブの運営支援については、会員加入促進の PR ポスターやチラシ作成、およびニュースポーツ普及の大会経費への助成を実施すること。

第 4 節 障がい者福祉について

33、国連「障害者権利条約」や障害者差別解消法に基づく合理的配慮など施策の推進、障がい理解を進めるために、

- ①区職員や民間福祉施設における研修、区民と共催するシンポジウム、講演会、イベントの開催などを継続的に行なうこと。
- ②障がい者施設や事業案内を、北区ニュースや北区ホームページで積極的に広報すること。

34、基幹相談支援センターについては、24 時間 365 日の相談受付体制の確保、困難事例の対応、人材育成の課題解決に向け、民間との連携を生かしながら、区が責任をもって設置すること。

35、重症心身障がい児や医療的ケア児への支援については、

- ①今年度設置された「医療的ケア児・者支援部会」の委員に、障がい当事者や保護者の参加を保障し、意見やニーズが反映できるようにすること。
- ②圧倒的に不足している療育・保育、デイサービス、ショートステイなどの支援体制の構築、施設整備を推進すること。
- ③児童デイサービスなど、専任の医師に相談できる体制を構築すること。また、保護者によりそった相談支援、看護師の確保、施設の面積基準など運営の課題が大きいため、運営費の補助、および区の遊休施設の活用や家賃補助を実施すること。

36、重度肢体不自由者への支援については、

- ①次年度開設予定の滝野川 3 丁目国有地跡のグループホームにおける重度身体障がい者の受け入れ枠を増やし、看護師の配置など人材確保と運営に万全を期すこと。
- ②公有地を活用し、医療的ケアの対応も含めた入所施設およびグループホームと生活介護などの通所施設を備えた複合支援施設の設置を、北区基本計画に位置づけること。
- ③区内での短期入所施設の増設、緊急一時保護の拡充を早期に図ること。
- ④車いすのまま乗車できる福祉タクシーを増やすこと。

37、障害者福祉センターの日中活動サービス(生活介護)については、重度化や医療的ケアが必要な利用者が増加しており、正規看護師や支援員を増員すること。また、高次機能障害者への支援についても、休職中の福祉サービスが活用できるようにすること。

38、発達障がい児・者への支援については、

- ①総合相談窓口を設置し、幼少期・学齢期から成人まで、一貫した専門相談ができる体制を構築し、ライフステージごとの支援がわかるガイドブックなどを作成すること。
- ②とりわけ、保育園、幼稚園における障害児の受け入れ状況、子どもへのかかわり方や福祉制度の周知など、保護者へのきめ細かな情報提供や支援を行なうこと。

- ③保育園、幼稚園や児童館などへの巡回や出張指導体制の整備、確立を図ること。
- ④手帳取得に至らない発達障がい児などに対する通学の移動支援を行なうこと。
- ⑤児童相談所設置にあわせ、教育総合相談センターやさくらんぼ園が移設される複合施設では、福祉と教育の連携がスムーズに行えるよう検討すること。

39、知的障がい者への支援については、

- ①ドリームヴィ就労支援センター北への委託費を抜本的に引き上げ、正規の専門職による安定的な運営を保障すること。
- ②保護者の高齢化にともなう介護など、障がいと高齢福祉の連携を強化し支援すること。
- ③民間グループホームが第三者評価を受けるために必要な費用助成を実施すること。
- ④区有施設を活用したグループホームや、重度者に対応する第3の福祉園を増設すること。
- ⑤福祉作業所でのエレベーター設置やトイレの改修などハード面での整備、重度化にともなう人員体制を拡充すること。

40、精神障がい者への支援については、

- ①就労支援センター北わくわくかんへの委託費を抜本的に引き上げ、発達障がいや高次機能障害、雇用義務化による登録者の増加に対応し、正規職員が増員できるようにすること。
- ②体調悪化により休職中の方に対して、復職に向けた通所の利用など、障がい福祉サービス利用ができるよう配慮すること。
- ③就労継続支援A型事業やB型事業の運営支援のため、障害者支援センター内の給食業務委託について、障がい者優先調達推進方針にもとづく随意契約の実施や、賃貸施設から公的施設への移転または家賃補助、および通所者の交通費助成を実施すること。
- ④地域移行・地域定着支援など、障害者支援センターきらきらの地域支援事業の委託費を増額すること。
- ⑤精神障がい者を対象とするショートステイを整備すること。
- ⑥福祉事業と連携し、公的施設や空き家活用などによる低廉な住宅やグループホームを整備するとともに、公的保証人制度を創設すること
- ⑦精神障がい2級・3級へも福祉手当支給を拡充すること。
- ⑧家族会を積極的に周知し、活動支援の補助金を増額すること。

41、65 歳を超えても、障がい者福祉の支援を継続して受けられるようにすること。当面、障害者手帳所持者には、障がい者制度の介護サービスを積極的に活用すること。

42、18 才以上の障がい児・者が、余暇や居場所として利用できる、日中一時支援事業所を増設すること。

43、アルコールや薬物・ギャンブル依存症などの支援については、

- ①疾病理解や早期治療に関する講習会や研修会などを実施し、積極的に広報すること。

- ②依存症からの回復プログラムを実施するリハビリセンターや就労支援センター、依存症の家族支援も含めた地域生活支援センターを新設すること。
- ③公共施設での常設福祉ショップを開設すること。
- ④就労支援 B 型事業所を開設し、グループホームを増設すること。

44、視覚障がい者への事業については、

- ①ガイドヘルパー派遣は無料を継続すること。また、当事者の高齢化にも対応できるよう介護ヘルパーの資格取得を推奨すること。
- ②音声による災害情報の提供や、触手によって確認ができる災害ハザードマップを支給・配布すること。

45、聴覚障がい者への事業については、

- ①「言語」に対する認識をふまえた手話言語条例を制定すること。
- ②手話通訳事業や東京手話通訳派遣、および要約筆記記者派遣事業を無料で継続すること。
- ③災害時の情報保障のため、赤羽会館や障害者センターなど公共施設に、緊急ランプ（パトライト）や文字情報機器を取り付けるなど、情報支援整備を進めること。
- ④タブレット端末による遠隔手話通訳システムを導入し、緊急時や外出困難時など連絡所に直接行かなくても対面手話で対応できるようすること。
- ⑤高齢者のケアプラン作成や介護サービス、施設の利用の際など、合理的配慮にもとづき、円滑な意思疎通ができる支援体制を構築すること。
- ⑥手話通訳派遣の範囲を、社会参加のための資格取得などにも拡充すること。

46、民間福祉施設の災害対応については、

- ①福祉避難所としての早急な整備や、災害時の備蓄物資の支援を行なうこと。
- ②災害時などにも利用者支援を継続できる運営補助や貸付制度を検討すること。

47、移動支援については、

- ①複数の利用者に対し、一人のヘルパーが支援できるよう柔軟に対応すること。
- ②就労継続支援 B 型事業所の通所時においても、利用できるようにすること。

48、福祉タクシー券については、上肢障がい者や精神障がい者へも対象を拡充すること。

49、障害者無料乗車券については、区内を運行する民営バスや、コミュニティバスでも使えるよう関係機関にはたらきかけること。

50、障がい者施設で働くスタッフ人、および重度介護のヘルパーなど人材確保については、

- ①北区の社会福祉協議会や社会福祉事業団に準じたものとなるよう助成を拡充すること。
- ②区の研修への積極的参加を保障し、研修に対する助成金制度を創設すること。

③人材確保のために、家賃補助制度を導入するなど処遇改善を進めること。

第 5 節 生活困難世帯への対応について

51、生活保護行政については、

- ①昨年の生活保護費横領事件は、未だ全容解明の途上であり、再発防止、区民の区政への信頼回復に、引き続き区長を先頭に、全庁挙げてとりくむこと。
- ②ケースワーカー一人あたりの担当件数 80 世帯程度を遵守するよう人員増を図り、面接相談員を含め、有資格者 100%をめざすこと。
- ③区民が生活に困った時、生活保護の相談にアクセスしやすいように、ホームページや「保護のしおり」を改善すること。
- ④預貯金通帳の収入報告は、利用者の理解と合意のもとに行なうこと。
- ⑤酷暑対策としてエアコン設置や修理代の助成、夏期加算の新設などを国や都に求めること。
- ⑥入浴券支給を復活すること。

52、熱中症対策については、

- ①生活保護を含め、エアコンがない家庭の実態把握を行なうこと。
- ②エアコン設置および修理、買い替えの助成や低所得者世帯への電気代助成を実施すること。
- ③区有施設を「お休みどころ」として、積極的に活用すること。
- ④高齢者あんしんセンターなどと連携し、高齢者世帯への訪問、声かけを行なうこと。

53、生活困窮者自立支援事業については、

- ①くらしとしごと相談センターにおいては、生活保護制度や収納推進課、健康生きがい課（健康やメンタルケア）との連携を強化し最善の対応を行なうこと。
- ②必要なケースには、同行支援やアウトリーチ相談を行なうこと。
- ③子どもの学習支援事業および就労支援事業の委託費を増額すること。

54、応急小口資金などの貸付制度は、保証人や貸付条件、貸付額、返済期間の延長、すえ置きなど条件を緩和し、積極的活用を図ること。

55、高齢者、障がい者、低所得者の施策などで過重な任務となっている民生委員のあり方について、改善を国、東京都に求めること。

第 2 章 豊かな人間性を育む子育て・教育の実現を

第 1 節 子ども・子育て・若者支援について

56、子どもの権利条約に基づく「(仮称)北区子どもの権利条例」を制定すること。

57、子どもの貧困対策、子どもの未来応援事業については、改正子どもの貧困対策法の主旨に沿い、保護者の仕事の安定や所得の増加に役立つ支援の充実を図り、ひとり親世帯の貧困率や生活保護世帯の大学進学率を改善すること。

58、ひとり親家庭などの支援について、

- ①みなし寡婦の非課税措置適応に際し、積極的な周知を図ること。
- ②児童扶養手当の支給を、毎月に変更する区としてのしくみをつくること。また、5 年後の支給制限の撤廃、所得制限の緩和、第一子の支給額の引き上げ、多子加算のさらなる増額を国に求めること。
- ③ファミリーサポート事業を活用する際、利用料の減免を行なうこと。
- ④そらまめ相談室の体制を拡充し、土日、夜間の相談、電話やメール、出張相談など充実を図ること。
- ⑤母子支援施設の利用率引き上げ、区営・区民住宅の優先枠の拡充、民間住宅への家賃補助、シェアハウスの設置など、住宅支援を積極的行なうこと。
- ⑥高等職業訓練給付事業の区の補助額を、10 万円から 20 万円へ引き上げること。

59、児童虐待防止のために、

- ①子どもへの虐待と家庭内の DV を表裏一体のものとしてとらえ、関係機関との連携、情報共有を図り、命の安全を最優先に、介入や一時保護など適切に対応すること。
- ②子ども家庭支援センターは、保健師、児童福祉司など正規職員を増員すること。
- ③妊娠期からの継続した個別相談体制の確立、予期せぬ妊娠、産後うつなどへの支援を、関係機関と連携し拡充すること。
- ④養育支援訪問事業や家事・育児支援ヘルパーを拡充すること。
- ⑤保育園、児童館、幼稚園、学校など、子どもに接する職員の研修を推進すること。

60、産後ケアについては、

- ①助産師による母乳相談や沐浴、育児相談など自宅訪問型の産後デイケアや、助産院でのデイケア事業への補助を行なうこと。
- ②産後デイケアはあとほっとへの補助金を増額し、週 1 回から週 2 回以上へ開所日を拡充するための支援を行なうこと。

61、児童相談所設置にむけては、

- ①児童福祉司や保健師、医師、弁護士などの専門職の確保や、建設費・運営費の補助などを国・東京都に求め、連携して進めること。
- ②北区社会的養護の整備計画を策定し、一時保護所の個室化や年齢に応じた学習権、子どもの意見表明権の保障、民間の一時保護委託、里親制度、ショートステイ、ファミリーホーム、児童福祉施設との連携など、社会資源の整備を進めること。
- ③東京都児童相談所との情報共有と情報システムのネットワーク化を進めること。
- ④準備段階から、子どもの権利擁護にかかわる弁護士をはじめ、外部の有識者、専門家や子ども支援の関係者の声を取り入れる協議の場をもつこと。
- ⑤建設にあたっては、崖線のバリアフリー化、子どもの遊び場などの環境整備を行なうこと。

62、虐待・性被害などの困難を抱えた若年女性への支援については、

- ①都のアウトリーチ強化モデル事業とも連携し、相談や一時滞在場所の確保など、寄り添い型のパーソナルサポート事業を実施すること。
- ②シェルター、自立援助ホーム、ステップハウス、アフター支援など、中・長期の支援体制の拡充を国・東京都に求めること。

63、保育士確保・保育園待機児解消について、以下の点を国・都に求めること。

- ①保育士配置基準を、実態にふさわしく改善すること。
- ②保育記録や休憩の確保を加味した保育労働時間を設定すること。
- ③11 時間開所にみあうよう公定価格を引き上げるとともに、国の処遇改善Ⅰや都のキャリアアップ補助の拡充など、他職種との格差を解消する賃金引上げを実施すること。
- ④施設整備の土地確保のため、国有地・都有地の無償提供や貸付料減額を拡充、および民有地での固定資産税減免や借地料補助を拡充すること。

64、北区の保育園待機児ゼロをめざすとりくみについては、

- ①区の保育士採用や民間保育士の公私格差是正を図り、保育士確保に全力をあげること。
- ②乳幼児人口の増加をふまえ、認可保育所設置を柱に、公有地などを活用して、さらなる増設を進めること。民間まかせにせず、区立保育園を計画化すること。
- ③低年齢児認可保育所の増設にあたり、卒園まで万全な対策を図ること。

65、幼児教育無償化の対象となる認可外保育所の保育の質を確保するため、区の立ち入り調査、監督・指導を実施すること。

66、保育園入所相談については、

- ①兄弟姉妹の同一保育園への入園や、区内児童および社会的養護児童に対し配慮すること。
- ②ホームページなどでのタイムリーに情報を提供し、きめ細かな相談を実施すること。

67、保育園保育料については、0～2 才の保育料無料化の所得制限を緩和し、値上げは行わないこと。

68、区立保育園については、

- ①指定管理者制度へのさらなる移行や民営化は行なわないこと。
- ②正規職員を採用し、保育の質を継承できるようにすること。
- ③産休明け保育や延長保育、病児・病後児保育の拡充を図ること。
- ④会計年度任用職員(非正規・臨時職員)の賃金や手当の引き上げ、処遇改善を図ること。

69、私立保育園については、

- ①保育士確保のための保育士奨励金制度など、補助制度を新設すること。
- ②処遇改善Ⅱについては、課題の多い研修の受講方法の改善などを国に求め、北区でも受講できるようにすること。
- ③専任事務職員の常勤配置など、法人支援を実施すること。
- ④11 時間開所パート保育士加算を拡大すること。
- ⑤外国籍児童に対する言語指導や通訳派遣などの対応を拡充すること。
- ⑥食物アレルギー児童の増大に対する常勤調理員や介助職員配置などの充実、代用食材などの補助を増額すること。
- ⑦産休等代替職員・非常勤職員の時給改善、夏期アルバイト職員補助を復活すること。
- ⑧指定管理園の契約期間の延長、実務書類の簡素化を図ること。

70、放課後子ども総合プランについては、教室の確保など十分な環境整備をすすめ、従事者の報酬や委託費を増額すること。

71、学童クラブについては、

- ①保育園児の急増に対応し、長期的視野に立った整備計画をたて、大規模化ではなく、定員 40 名を基本として増設し、待機児童解消を図ること。
- ②児童館や放課後子ども総合プランでの特例利用を、時間延長も含め拡充すること。
- ③すべての学童クラブにおける利用時間の延長、障がい児の受け入れ体制を拡充すること。
- ④夏期休暇など一日育成における職員体制、処遇改善を行なうこと。
- ⑤放課後子ども総合プランの実施により、一般登録との一体化は行なわないこと。
- ⑥育成料を引き下げ、第二子からは無料とすること。また、おやつ代補助を増額すること。
- ⑦病気やけがなどに対応できる静養室を確保すること。

72、児童館、子どもセンター・ティーンズセンターについては、

- ①25 館から 20 館まで削減された児童館・子どもセンターを、これ以上削減しないこと。
- ②子どもセンターでの小学生受け入れは柔軟に対応すること。また、小学生のクラブ活動を継続できるようにすること。

③ティーンズセンターについては、音楽スタジオやプレイホール、交流スペースなどを備えた施設を新規建設もふくめて確保すること。また、運営については、時間帯や活動内容などについて、利用者の意見をよく聞きながら進めること。

73、志茂子ども交流館については、子ども・ティーンズセンター配置方針から切り離し、本来の目的である世代を超えた交流の場として拡充を図ること。

74、プレイパーク(冒険遊び場)については、

- ①正規のプレイリーダーの配置・育成を図り、開催日や会場の拡充をすすめること。
- ②子ども施設の職員や保護者向けに実施する、遊びを通じて主体性を育てる子どもへのかかわり方の研修、ワークショップなどに助成すること。

75、ひきこもりや困難をかかえている若者に対し、アウトリーチ型の相談体制の構築や自立支援ルームの設置など、学び直し・居場所づくりを進めること。

76、私立幼稚園については、

- ①北区の入園祝い金や保護者負担軽減補助金の増額など、教育費の負担軽減に積極的にとりくむこと。
- ②園医確保のための「園児健康管理補助金」新設、および創造造形活動や情操教育、預かり保育事業への補助金を増額すること。
- ③特別支援児入園に関し、区立園同様に専属補助員が配置できるよう助成、支援を行なうこと。

77、乳幼児親子に対する CAP プログラムの実施、心と身体を大切にする性と生の学びを、子どもセンター、保育園、幼稚園などで、保健センターや民間法人と連携して実施すること。

第 2 節 学校施設整備について

78、人口増加にともなう小・中学校の整備については、

- ①改定中の基本計画に、人口増加にふさわしい学校施設整備を位置づけること。
- ②まちづくり部、区民部とも連携し、開発による人口増加の影響を、学校毎に正確につかみ、教室不足を生まない対策にとりくむこと。
- ③普通教室の数を決める際は、5 年間の都推計とともに、北区の長期推計も考慮に入れ、今後の人口増加のピークに対応できる数を確保すること。
- ④児童会室、生徒会室は専用室として位置づけること。
- ⑤校庭の面積基準を確保し、基準を下回る場合は敷地を拡張すること。

- ⑥改修、長寿命化で対応する学校や、改築・改修の予定がない学校でも、新たな整備方針で示された基準を確保するよう教育環境の改善を進めること。
- ⑦改築経費の国庫負担の増額を国に求めること。

79、学校体育館のエアコン設置、トイレの洋式化をすみやかに実施し、グラウンドの人口芝生化も進めること。

80、台風による学校施設の雨漏りの点検と補修を、早急に実施すること。

81、学校統合後の跡地については、

- ①将来的な学校不足への対処への活用を優先的に検討し、民間売却はしないこと。
- ②利活用計画策定において、住民への十分な情報提供、意見聴取と計画への反映、住民合意を前提とすること。また、暫定開放についても住民要望に応えること。

82、アスベスト対策については、除去工事に万全を期し、国・東京都への財政支援を求めること。

83、学校敷地内および通学路の安全確保については、

- ①防犯カメラの更新・再整備にとどまらず、交通安全、地震・風水害などの観点から PTA や地域住民と協力して毎年安全点検を行ない、人を配置しての安全確保をめざすこと。
- ②通学路における建築・土木工事に関して安全協議を行ない、万全の対策を講ずること。

第 3 節 学校教育について

84、憲法にある個人の尊厳、人権の尊重にたらし、子ども一人ひとりの成長と学力を保障する教育を進めること。また、教師や児童・生徒の内心の自由を守ること。

85、少人数学級(35 人から 30 人学級制)の早期実施、当面 35 人学級の学年進行を再開するよう、国と東京都に求めること。

86、学力パワーアップ事業の非常勤教員の雇用条件(週 18 時間枠など)を勤務時間内での勤務形態とするなど、改善を図ること。

87、困難をかかえる学級や児童・生徒への対応のために、教職員体制の拡充や学級支援員を配置・増員すること。

88、区立学校の適正配置については、今後、年少人口が増加していくことをふまえ、当面は新たな計画に踏み出さないこと。

89、(仮称)都の北学園(神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校)については、

- ①想定される児童・生徒に見合う十分な施設規模を確保すること。
- ②建設にあたり、近隣住民の住環境に十分配慮すること。
- ③施設不足が生じないよう、稲田小学校敷地の活用を視野に入れるとともに、隣接する都有地の取得に努めること。

90、子どもの生きる力、性的自己決定能力を育む包括的性教育については、

- ①自分を大切にし、他者を尊重する人と人とのより良い関係、LGBTQ、性的指向・性自認(SOGI)など性の多様性やデートDVについて学ぶこと。
- ②中学段階までに、性交、避妊、中絶、性感染症について学ぶこと。
- ③教職員の研修を保障し、授業でのとりくみ、教育活動を中心にすするとともに、必要に応じて、医師会、助産師会、NPO 法人など関係機関と連携し進めること。
- ④人権や多様性を前提としたジェンダー平等の視点や国際的な教育ガイダンスに基づき、国の「学習指導要綱」や東京都教育委員会の「性の手引き」を見直すよう求めること。

91、特別支援教育については、

- ①発達障がいを含め、児童・生徒数の増加や子どもの障がいに応じ、教員体制の拡充や特別支援学級数を増やすこと。
- ②特別支援教室の設置を、中学校へも進めること。
- ③学校内の特別支援コーディネーターは専属配置とすること。

92、いじめや不登校、虐待や貧困など困難を抱えている児童・生徒への対応のために、

- ①教育相談所のスクールソーシャルワーカーを正規職員として確保し、当面、学校サブファミリーごとに配置すること。
- ②子ども支援にとりくんでいる民間法人やグループとも連携して支援すること。
- ③スクールカウンセラーについては、全校に配置すること。

93、日本語通級学級については、2年の通級期間を3年に延長するよう東京都に求めること。日本語指導員の派遣期間の延長や、各学校に最低1つ自動翻訳機を配備すること。

94、北区に住所のある外国籍の児童・生徒の就学状況を把握し、就学を保障すること。

95、夏季施設と岩井移動教室、修学旅行など宿泊をとまなう学校行事は、看護師を配置し、学校と宿泊地に養護教諭か看護師を確保すること。また外部指導員を増員すること。

96、プール授業の水泳指導補助員を増員し、当面、単学級すべてに配置すること。

97、北区奨学資金貸付事業については、給付型奨学金制度へ拡充すること。

98、就学援助制度については、高校入学準備金の創設、修学旅行費用の増額と前倒し支給、学習支援費(クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費)や学校医に指示されたメガネ・コンタクト代補助など、拡充すること。

99、卒業アルバム代、就学旅行、日光高原学園などへの補助を実施すること。

100、学校給食については、

- ①来年10月からの給食費負担軽減では、第2子は半額分の徴収、3子以降は支払い不要とし、早期に公会計化を図ること。
- ②学期末の給食用白衣のクリーニング代を計上すること。
- ③食の安全に万全を期するため、遺伝子組み換え食品や残留農薬食品を使わないこと。

101、栄養士については、非常勤の研修や待遇改善をおこない、サービス残業をなくすこと。

102、養護教諭については、新卒を採用し、500人を超える学校には複数配置を行なうこと。

103、学校事務の効率化、教員の事務量軽減などのため、区費事務職員を全校に確保すること。
当面、事務臨時職員の勤務日数を増やすこと。

104、教職員の働き方の改善・労働安全衛生関係については、

- ①勤務実態把握調査をふまえ、副校長や教職員の長時間労働の是正・改善を図ること。
- ②教職員のために、女性の休憩室、男女別の独立したトイレと更衣室を設置すること。
- ③長時間労働を助長する「1年単位の変形労働時間制の導入」の中止を国に求めること。

105、図書館については、

- ①地区図書館の指定管理料を引き上げ、図書館司書の増員と待遇改善を図ること。
- ②中央図書館をはじめ拠点館の利用時間を延長すること。
- ③3階まで階段で昇降する赤羽西図書館の対策を検討すること。

第 3 章 人間らしく働ける、活気あふれる地域づくり

第 1 節 雇用対策について

106、中小企業への支援を行ない、最低賃金を時給 1500 円以上に引き上げるとともに、全国一律最低賃金制度をつくるよう国に求めること。

107、区内医療機関などの看護師確保、区内福祉職場の介護士、保育士確保のための「医療・福祉のしごと総合フェア」に拡充すること。

108、仕事・就労支援事業については、

- ①就職氷河期世代の正規雇用を増やすジョブトライ(若者就労支援)事業を拡充すること。
- ②女性の再就職支援・介護職就職支援事業を継続し、募集人員を増やすなど拡充すること。

109、シルバー人材センターの仕事を増やし、高齢者の就労希望に応えられるようにすること。

110、(仮称)高齢者いきがいセンター事業については、

- ①所管の高齢福祉課と産業振興課などが連携し、雇用確保を求める区内中小企業と就労希望者のマッチングを丁寧におこなってきた事業の実績をいかすこと。
- ②中小企業や事業者に対し、セミナーや相談会の開催など、高齢者雇用の受け皿づくりの支援を行なうこと。

第 2 節 中小企業・商店街振興について

111、消費税 10%の実施にともなって導入された複数税率やインボイス制度の廃止を、国に求めること。

112、公衆浴場の存続・支援のために、

- ①消費税 10%への引き上げにともない、高齢者ヘルシー入浴委託事業の委託料を、1 枚あたり 30 円増額すること。
- ②クリーンエネルギーの推進により燃料がガスとなったため、燃料費補助を増額すること。
- ③公衆浴場組合への補助金や各銭湯へのふれあい湯とぴあ事業の補助を継続すること。

④レジオネラ菌検査費用補助金を継続すること。

113、区内建設関連業者、および建設業の担い手育成・支援のために、

- ①簡易工事登録制度は、学校トイレの洋式化など、あっせん工事の大幅な拡大と周知につとめ、区内業者が仕事を受けられるように拡充すること。
- ②下請けなどの労働者の賃金、労働条件を守るため、賃金実態調査を行なうこと。
- ③区内に本店を有している中小建設業者が、若年者を正規雇用した場合や、若年者の職業訓練の資格取得に要する助成制度を創設すること。
- ④外国人の就労について、特定技能取得に必要な建設キャリアアップシステム登録、公共工事現場でのカードリーダーの設置を推進すること。
- ⑤区内本支店の実態確認調査を行なうこと。
- ⑥区内公共工事实績評価期間の延長を図ること。

114、住宅リフォーム助成事業については、複数回利用を認め、募集期間延長などの改善を図り通年事業とすること。また、店舗へも適用できるように拡充すること。

115、北区商店街連合会への補助金を、事務局職員への支援も含め拡充すること。

116、北区内共通商品券発行事業については、プレミアム 15%の高齢者・子育て世帯向けの販売冊数を増刷するとともに、障がい者世帯向けにも発行すること。

117、商店街空き店舗活用支援事業については、家賃補助の期間を延長すること。

118、商店街へのイベント助成については、区が前倒し交付、あるいは無利子融資をすること。

119、街路灯については、補助をさらに増額すること。また LED 電球の更新についても補助などの対策を講ずること。

120、区内商店のリニューアルに対して、区内業者による施工や備品購入について助成する制度を創設すること。

121、まちなかゼミナールなど、個店の活性化を図るとりくみを拡充すること。また、経営アドバイザーによる相談事業をさらに拡充すること。

122、大型店の出店に際しては、小売商業調整特別措置法などを活用し、いま以上の床面積とならないよう厳しく抑制すること。

123、中小企業融資については、返済月額の圧縮、支払日の一本化、返済期限を延長すること。また、信用保証協会の保証なしでも実施するよう金融機関へ要請すること。

第 3 節 スポーツ振興について

124、スポーツ施設全般については、

- ①施設が不足していることを共通の認識にして、新設・拡充につとめること。
- ②利用料や夜間照明料金、駐車場料金は値下げし、減額制度を拡充すること。
- ③日曜日の利用枠を拡大、スポーツの森公園「赤羽サッカー場」や北運動場は、年末・年始も利用できるようにすること。
- ④北とびあトレーニングルームの存続を図ること。

125、北運動場については、透水性の向上を図るとともに、砂塵対策などから人工芝に整備し直すこと。

126、荒川河川敷の各スポーツ施設については、

- ①台風 19 号で浸水した河川敷が、一日も早く使えるように、復旧、整備を進めること。
- ②グラウンド補修用の砂山の確保、水道やトイレの増設、貸し出し用日よけを整備すること。
- ③サッカー場の駐輪場を 20 メートル延長するとともに、野球場は土のグラウンドに改善すること。
- ④駐車場の一日利用券を発行し、行き、帰りで一日 2 回分を支払う負担を軽減すること。

127、廃校になった各地の学校グラウンドのスポーツ活用を図り、体育館は可能な限り地区体育館やコミュニティアリーナとして活用すること。

128、体育館やプールについては、

- ①桐ヶ丘体育館は、基本計画に基づき改築すること。
- ②滝野川、桐ヶ丘両体育館にエアコンを設置するとともに、駐車場については、大会使用で 1 台無料とすること。
- ③地区体育館は、改築・改修の機会をとらえ増設すること。
- ④照明や防球ネットなど、設備の維持改善を進めること。
- ⑤更衣室にシャワーを確保し、排水などのメンテナンスを適切に行なうこと。

129、国立スポーツ科学センターの諸施設は、可能な限り一般利用に供すること。陸上競技練習場は、地元陸連などに定期的に一般開放をさせること。周辺に更衣室などを整備すること。

130、東京オリンピック・パラリンピックの開催にあたっては、

- ①幼稚園・小中学校の児童・生徒の観戦の際、職員による事前の下見や安全な引率に万全を期すること。
- ②NTC 施設だけでなく、バリアフリー化やユニバーサルのもちづくりを促進すること。

第 4 章 災害に対する万全の備えを

第 1 節 風水害および震災対策について

131、台風被害対策については、

- ①1958 年の狩野川台風に匹敵する「台風 19 号」における北区や区民の対応を、十分に検証、検討する場を専門家も加えて行ない、今後の対策に生かすこと。
- ②気候変動などの影響により、今後も大型台風による風害、浸水、土砂災害が深刻化する可能性をふまえ、学校・保育園をはじめとした区民施設での対応、通勤・通学・行事など、命と安全を守ることを優先にした判断、行動指針を作成すること。
- ③自主避難施設の設置については、地域バランスを考慮するとともに、被害予測に応じて対応できる職員配置体制を整備し、避難所に格上げされた際の対応も検討すること。
- ④風害や浸水への区民の備えを、ホームページや資料、講演会などを通じて広報すること。
- ⑤日常から、区民の求めに応じて土のう配布を進めること。
- ⑥風害被害を防ぐ視点から、電柱、電灯、公園や街路の樹木、建築物、看板などの安全点検を行なうこと。

132、集中豪雨対策については、

- ①時間 75mm 対策を促進し、100mm 対策に踏み込むよう国や東京都に求めること。
- ②民間、公共を問わず既存の大規模建築物について、透水性舗装、雨水マス、地下貯水槽などの増設、地下構造物への浸水対策を指導、強化すること。

133、石神井川の水害・安全対策については、

- ①石神井川上流を含め全域での調整池整備、下水道・排水機能の向上、堀船第 2 ポンプ場の早期整備、開発規制など総合治水対策を進めること。
- ②滝野川 5 丁目の観音橋付近の慢性的溢水対策を抜本的に改善すること。
- ③溝田橋下流および、新柳橋下流の護岸整備を早期に完成させること。
- ④新柳橋・豊石橋・新堀橋の架け替えを早期に着工すること。

134、荒川、隅田川の水害・安全対策については、

- ①国や東京都と情報を共有し、タイムラインに基づき避難体制を構築すること。
- ②荒川ハザードマップによる区内半分の面積が浸水する区民の高台避難について、赤羽自然観察公園の活用などを含めた避難場所の確保や実践的な避難経路を、東京都とともに広域的に検討すること。
- ③とりわけ、高齢者や障がい者、乳幼児、外国人などの災害弱者の避難方法や避難場所を具体化すること。
- ④高層公共施設や民間商業施設を活用した垂直避難について、協定締結の数を増やすこと。
- ⑤国に対し、越水破堤を防ぐための河川事業費の抜本的増額、および荒川洪水対策の強化を求めること。

135、がけ、擁壁などの地盤災害対策については、

- ①「液状化予測図」、「土砂災害警戒区域」などの地盤災害のハザードマップの周知をすすめ、東京都に地域指定された住民の不安に応える支援策を拡充すること。
- ②区が実施した土砂災害防止法の対象外となる急傾斜地調査の結果にもとづき、相談窓口の充実を図ること。
- ③「擁壁等安全対策支援事業」の周知および改修を支援する制度を拡充すること。

136、震災対策については、

- ①家屋倒壊を防ぐため、木造住宅耐震化や、家具転倒防止器具の取り付けを促進すること。
- ②火災予防のための感震ブレーカー設置、住宅用火災警報器の取り付けを促進すること。
- ③UR 団地やマンションなどの高層住宅でも推進すること。
- ④初期消火のための永久水利・防火水槽の確保、上水道の耐震継ぎ手化の促進を東京都とともに推進すること。

第 2 節 情報伝達・情報共有について

137、北区防災気象情報メールへの区民登録を促進し、地上デジタル放送の「d ボタン」で災害情報が取得できることを、ホームページや北区ニュース、防災訓練などで区民に周知すること。

138、防災無線の整備については、

- ①継続的に聴こえの状況を把握し、必要な箇所はスピーカー増設など早急に改善すること。
- ②防災無線フリーダイヤルを周知、推進すること。
- ③より高性能な防災ラジオへの切り替えなど、確実な情報伝達手段をさらに検討すること。

139、最新の IT 手段の他、掲示板、紙媒体での提供や、ミニ FM 局開設を行なうこと。

第 3 節 避難所および避難時の対応について

140、避難所の最低基準を提唱している国際赤十字の「スフィア基準」に照らし、人権が尊重される避難所の対応、環境の整備を図ること。

141、避難所の整備については、

- ①体育館をはじめとした避難所におけるプライバシー保護や休息確保、車いすにも対応できるように、テント式のワンタッチパーテーションや段ボールベットを整備すること。
- ②施設の電気・水道などライフラインの耐震強化、プールの屋上設置、非常用電源として活用できるソーラー発電などの設置を促進すること。
- ③備蓄物資に、人工肛門・人工膀胱の人が使用しているストーマ装具を加えること。
- ④バリアフリー化の促進、手話通訳者やガイドヘルパーなど災害弱者の対応を行なうこと。
- ⑤ペット同伴で避難できるよう、専用の部屋を設けること。
- ⑥福祉事業所への災害用備蓄物資購入助成を継続して行なうこと。
- ⑦ふれあい館などの予備避難所における職員配置や備蓄物資の確保を計画化すること。

142、キャンピングカーやテントなどによる機動的な避難手段を検討し、防災公園や校庭などを活用した日常の防災体験ができるようなしくみをつくること。

143、高齢者・障がい者など、災害時要援護者の個別の避難行動計画を作成し、関係機関や地域とのつながりを平常時から構築すること。

144、防災教育・防災訓練については、

- ①区民一人ひとりが、自分の命を守るためにどう行動したら良いのか判断できる、実践的な講座やワークショップに、自主防災組織とともにとりくむこと。
- ②いつとき集合場所、避難広場、避難所、福祉避難所などが明記された防災特集北区ニュースを充実、活用し、区民と協働し、地域ごとの防災マップを作成すること。
- ③避難所(福祉避難所)開設訓練では、災害要援護者を想定した訓練にとりくむこと。
- ④情報弱者や外国人への防災講座や訓練を実施すること。

145、消防団については、

- ①女性団員の増加に対応し、分団本部格納庫の更衣室やトイレの整備を行なうこと。

②各消防団毎に、可搬ポンプ積載車を計画配備し、駐車スペースも確保すること。

146、災害医療の充実については、

- ①北区医師会など関係機関と協議をすすめ、災害拠点病院（東京北医療センター）および災害拠点連携病院（花と森の東京病院、明理会中央総合病院、王子生協病院、赤羽中央総合病院）の体制整備、緊急医療救護所訓練を実施すること。
- ②災害医療コーディネーターを中心とし、災害発生初動期の医療スタッフの協力体制づくり、緊急医療救護所のスタッフ確保の登録制度を進めること。
- ③北区医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係機関と協議し、医療・薬品の提供体制を構築すること。

147、深井戸（災害用給水所）については、

- ①カギの管理をふくめ、区と自治会および UR などとの協議を行ない、災害時の対応についての協定を締結すること。
- ②災害時に飲料水として、ただちに活用できるように整備すること。
- ③定期的な水質検査をこまめに行ない、自治会など関係者に公表すること。
- ④使用不能となっている深井戸・災害用給水所の代替対策を早急に具体化すること。

148、災害時における公衆浴場の井戸使用については、

- ①井戸水を提供するための配管設備設置の助成を行なうこと。
- ②非常用電源設備を浴場側の配電盤に接続するための設備設置の助成を行なうこと。

149、罹災証明書の発行や家屋の被害状況調査は、大規模災害や区職員、建築士などの人手不足も想定した広域連携を図ること。

150、被災者生活再建支援制度の抜本的改善を図り、半壊や一部損壊なども含む住宅再建助成や生業支援について国に法改正を求めること。

第 5 章 住民の声が生き、住み続けられるまちづくり

第 1 節 都市計画マスタープランの改定にあたって

151、審議会や公聴会など、住民参加の機会を保障し、以下の点を盛り込むこと。

- ①住まいと生業の維持、確保を基本に、都市計画策定の合意確認を明記すること。
- ②災害対策(建物の耐震・不燃化、老朽化対策、風水害地震・地盤対策)を強化すること。
- ③木密地域の解消・改善はコミュニティ住宅の確保など、域内居住と生業が維持できる計画とすること。
- ④景観や住環境を保護するため、高度利用の規制を強化すること。
- ⑤地域ごとの公共公益施設の確保と充実を図り、建替えのための用地を確保すること。
- ⑥自然環境保護、緑化推進、生物多様性を確保すること。

152、都市計画事業に関連して、以下の改善を図ること。

- ①立ち退きを迫られる住民の生活再建が可能となるよう補償制度の抜本改正を求めるとともに、代替地の確保やコミュニティ住宅の建設などを計画に盛り込むこと。
- ②区域内での小規模賃貸住宅、共同建築、グループホームなどの住宅建設に助成すること。
- ③地区計画を策定する際には、絶対高さ制限の拡大や、ワンルームマンション建築禁止区域の設定を奨励すること。

第 2 節 まちづくり推進の基本姿勢について

153、認可取り消し裁判が起こされるなど、多くの住民や地権者が反対している住民合意のないまちづくり計画については、

- ①すでに事業認可されているものについては、国や東京都に認可の取り消しを求めること。
- ②都市計画決定や事業認可されていない事業については、いったん白紙に戻した上で、あらためて住民の理解と合意を得るための努力をつくすこと。

154、「(仮称)北区まちづくり条例」を策定し、住民参画・住民合意のまちづくりを進めるために、

- ①関係住民が基礎的知識を学べる学習やワークショップなどを行ない、計画の最初の段階から住民の意見が反映できるようにすること。
- ②道路建設を計画・事業化する際は沿道協議会を立ち上げ、関係住民や権利者の合意を得るとともに、住民の意向を十分に反映させること。
- ③まちづくり協議会は、住民だれもが参加できる開かれたものとなるよう改善するとともに、規約に基づく民主的運営、議事録の開示など情報公開に努めること。
- ④都市計画道路の事業化にあたっては、環境アセスメントの実施を必須とすること。

第 3 節 喫緊のまちづくりの課題について

155、十条まちづくり基本構想については、住民訴訟も起こされている現状にたつて、住民だれもが参画できる場を設置して協議を行ない、あらためて検証と見直し、合意の確認を行なうこと。

156、十条駅西口駅前再開発については、

- ①権利者全員で 3 分の 2 の合意を再確認すること。
- ②商業計画について地元商店街とも協議し、既存商店に影響がない計画となるよう配慮を求めること。
- ③権利床への公共施設導入の際に、近隣の公共施設の集約は行なわず、維持すること。

157、十条駅周辺の鉄道立体交差化と鉄道付属街路(側道)、補助 85 号線の都市計画事業については、

- ①権利者および利害関係人など関係住民の合意が得られないまま事業化しないこと。
- ②鉄道立体交差化は「地下化」方式とするよう、JR、東京都に再検討を求めること。
- ③区の事業となる鉄道付属街路計画を撤回すること。
- ④85 号線は現状の幅員 18m とする計画への変更を東京都に求めること。
- ⑤地域住民や商店街など、区民が求める協議・懇談に応じること。

158、特定整備路線などの都市計画道路については、

- ①国交省の都市計画道路見直し方針に基づき、長期未着手の路線の抜本的見直しを東京都に求めること。とりわけ戦災復興院が告示 15 号で示した補助線街路については、決定そのものが疑わしく、計画の全廃を求めること。
- ②防災効果が薄く、住民の合意が得られない特定整備路線補助 86 号線(赤西)、同(志茂)、81 号線、73 号線、および、補助 86 号線(赤羽南)は、計画の中止・撤回を東京都に、事業認可の撤回を国に求めること。また、住民を立ち退かせるための土地収用など強制的な手段を行使させないこと。
- ③赤羽自然観察公園内の湧水について、詳細な調査を行ない公表すること。

159、都市計画道路第 4 次事業化計画の優先整備路線については、住民の合意が得られないまま事業化をしないこと。

160、新庁舎建設については、

- ①用地費および建設費の増大を抑え、荒川水害にも耐えられる対策を再検証すること。
- ②現庁舎の使用延伸にあたり、庁舎の総点検、メンテナンス計画を策定すること。
- ③民間大企業への丸投げにつながる PFI の事業手法は採用しないこと。

161、王子駅周辺まちづくりについては、

- ①新庁舎建設のスケジュール延伸にともない、先行実施地区想定区域の整備計画策定について、見

直しを行ない、ガイドライン想定区域に限らず、住民および利害関係人への情報公開、参加を保障すること。

②王子駅中央口と北口をつなぐアクセスを改善すること。

③国家戦略特区は導入しないこと。

162、赤羽一丁目市街地再開発の具体化にともなう赤羽駅東口周辺のまちづくりについては、住民合意を大前提とし、赤羽駅東口地区まちづくり全体協議会で「まちづくり懇談会」を開催するなど、地元住民、商店街、学校関係者など広く住民が議論できる場を保障すること。

第4節 防災まちづくりについて

163、公共的施設(特定建築物)の耐震改修については、

①私立の学校、保育園、幼稚園、障がい者施設、病院、介護施設などについての耐震・改修支援を強化し、国・東京都に補助引き上げを求めること。

②急傾斜地、万年堀・ブロック塀などの耐震改修を急ぐこと。

164、民間住宅の耐震改修促進助成については、

①共同住宅、非木造住宅も対象とし、簡易な耐震改修や既存不適格住宅にも幅広く適用すること。また、店舗への助成についても検討すること。

②限度額の抜本的増額や高齢者や障がい者への助成額上乘せを行なうこと。

③ブロック塀等耐震改修助成を拡充すること。

第5節 住宅対策について

165、北区住宅マスタープランの改定については、以下の点を盛り込むこと。

①単身者、ひとり親、障がい者、高齢者、低所得者など住宅確保要配慮者の住まいの安心や若者、子育て世帯の定住化を強化すること。

②居住支援協議会を活性化し、賃貸空き家の改善と住宅確保要配慮者支援のしくみづくり、居住支援法人の確立を、数値目標を含め明記すること。

③区営住宅の建設・建て替えの推進、および入居収入基準や使用承継基準を見直しで、多世代型住宅を進めること。

④人口の増減や転出入に大きな影響を及ぼす大規模賃貸住宅や、大規模マンション建設は、行政サービスとの整合性を図ること。

- ⑤分譲マンションについては、耐震化、バリアフリー化、省エネ化なども含む居住性能の維持・管理の支援を拡充すること。

166、住宅セーフティネット法にもとづく居住支援の構築について、

- ①不動産団体や福祉関係者、当事者などを対象に「居住支援セミナー」を継続的に開催し、北区での課題を共有、整理すること。
- ②居住支援協議会の下に、住宅登録部会、居住支援法人部会などを設置し、具体的な検討を進めること。
- ③社会的養護が必要な若者や生活保護受給者の住所設定、ニーズが高い障がい者などを対象にしたモデル事業を実施すること。

167、単身者および、若者・子育て世帯定住のための家賃補助を創設すること。

168、公営住宅(都営・区営)については、

- ①収入基準を引き上げ、毎月募集の戸数を増やすなど、若年ファミリー世帯の入居を促進すること。
- ②新規建設を再開し、空き家住宅については、積極的に公募すること。
- ③名義継承については、60歳未満の住民を認めない現行の承継制度は撤回すること。当面、第二親等までや低所得者、住宅困窮者は認めること。
- ④民法改正をふまえ、修繕負担区分の改善を周知徹底すること。
- ⑤老朽化した住棟の耐震補強、エレベーターの設置を急ぐこと。
- ⑥高層住宅棟には、各階に災害用備蓄ができるようスペースを確保すること。
- ⑦廊下、階段など高所にある電灯の取り替えは、公社による管理とすること。
- ⑧風呂場・トイレと居室の段差解消など、住戸内のバリアフリー対策を行なうこと。

169、都営、区営住宅の建て替えにあたっては、

- ①スケジュールや転居先など、関係住民への十分な説明と合意の下で行なうこと。
- ②建て替えを機に、単身用1DKの居住面積を引き上げや、高齢者・障害者対応住宅の整備、戸数増を図ること。

170、区営シルバーピアについては、

- ①栄町に建設が予定されている3棟目の区営シルバーピアについては、文化財調査が必要となったことから計画を見定めるとともに、住宅戸数確保の必要な手立てを講じること。また、潜在需要を見込んで戸数増を図ること。
- ②LSAによる生活支援を拡充し、集会施設は地域住民との交流の場として活用すること。

171、公社赤羽窓口センターの夜間開設、都住宅供給公社桐ヶ丘出張所の継続を東京都にはたらかけること。

172、桐ヶ丘団地建て替え後期計画策定にあたっては、住民参画をつらぬき、東京都とともに以下の住民意見や要望を盛り込むこと。

- ①地域振興室、風呂付きいこいの家、ホールおよび地区図書館などを備えた区民センターの早期実現をめざすこと。
- ②桐ヶ丘郷小学校の建て替え用地確保のため、早急に東京都と協議すること。
- ③第6期における1000戸の都営住宅建設については、若年ファミリー層の入居を促進し、多世代交流を図ること。
- ④在宅介護に必要な居住スペースの確保、桐ヶ丘団地診療所の建て替えや特養ホーム増設など、医療と介護の連携施設整備を推進すること。
- ⑤桐ヶ丘中央公園を分断する区道新設計画は見直し、歩行者優先の団地内通路として整備すること。また、樹木を保全し、自然とのふれあいの場を保障すること。
- ⑥太陽光発電、コジェネレーションシステムで再生可能エネルギー活用団地とすること。
- ⑦店舗つき住宅などでは、商店主の意向をくんだ創出用地の活用を図ること。

173、UR 都市機構(旧公団)賃貸住宅については、以下の点を国、関係機関にはたらきかけること。

- ①数次にわたり議会に提出された赤羽台、王子五丁目、豊島五丁目団地自治会の陳情採択により、都市再生機構に提出された「要望書」の実現、とりわけ家賃については、値上げ前に戻すこと。
- ②都市再生機構法25条4項に基づく家賃減免制度を創設すること。
- ③家賃の値上げ分を据え置く、現行の家賃減額制度を子育て世帯、若年層へ拡充すること。
- ④民法改正をふまえ、居宅内修繕の負担区分の改善を周知徹底すること。

174、赤羽台団地の創出された未活用地整備については、以下の点をUR都市機構に求めること。

- ①居住者、周辺住民など関係者の意見を反映すること。「高齢者にやさしいまちづくり」モデル地区にふさわしい、地域医療福祉拠点づくり施策を推進すること。
- ②崖線の八重桜など、みどり豊かな住環境を拡充し、街路灯を整備すること。
- ③建物の除却・建設工事に関する騒音、振動、交通、アスベスト対策など、周辺住民や幼稚園、保育園、学校などに配慮した対応をすること。
- ④赤羽台西小学校の建て替えに必要な用地確保にむけ、URとの協議を進めること。
- ⑤旧赤羽台東小学校の防災拠点としての役割を継続すること。
- ⑥登録有形文化財のスターハウス3棟と階段室住棟の今後の活用については、ワークショップなど住民参加で行ない、住まいの歴史博物館など地域資源として活用すること。
- ⑦火災死亡事故を繰り返さないため、火災警報音の音量(1m、70db)の基準を見直すこと。また、各戸の火災状況を把握できるようシステムの改善を進めること。
- ⑧赤羽台トンネル入口(駅側)に、ベンチを設置すること。

175、東京都住宅供給公社住宅については、以下の点を東京都、関係機関に求めること。

- ①3年ごとに見直される近傍同種家賃基準に基づく公社一般賃貸住宅継続家賃の改定においては

居住安定のために値上げをしないこと。

②家賃値上げにともなう 65 歳以上の低所得者に対する緩和措置制度を周知徹底すること。

176、都市型軽費老人ホームの増設、低所得者が入居できる「サービス付き高齢者向け住宅」の建設を推進すること。

177、分譲マンションについては、相談窓口を周知し、バリアフリーや耐震改修への助成を拡充すること。

178、中高層建築物の紛争予防条例、および居住環境指導要綱については、近隣住民の同意と納得が得られるよう、事業者に丁寧な事前説明を求めること。

179、集合住宅の建築及び管理に関する条例については、家族向け住宅の設置基準をさらに引き上げること。

180、いわゆる民泊については、

①新法や条例に違反している業者の取り締まり、仲介業者サイトからの削除などを促進するよう、関係機関にはたらきかけること。

②住居専用地域での民泊営業禁止や営業日数制限など、条例による規制を行なうこと。

第 6 節 各地域のまちづくりについて

181、区立シルバーピア赤羽北の高齢者が買いものに不便していることへの対応を図ること。また、集会室の活用で地域との交流を進めること。

182、旧西浮間小学校の跡地利活用計画は、住民参加で再検討すること。

183、今後遊休施設となる浮間図書館、児童館の跡地利活用については、住民意見を求める場をつくり、反映させること。

184、北清掃工場の建替えにあたっては、解体工事において、全覆い仮設テントを使用するよう東京二十三区清掃一部事務組合に求めること。

185、北王子支線の引込線跡地は、歩行者優先の緑道などに有効活用すること。

186、(仮称)王子給水所の建設工事については、

- ①近隣の改築ステーション、保育園、幼稚園の通学路など万全な安全対策をとること。
- ②王子給水所の上部スペースの活用方法は、地元町会・自治会、地域住民と意見交換しながら決めること。

187、補助 83 号線(旧岩槻街道)の整備にあたっては、

- ①大幅に歩道を確保し、歩行者の安全を確保すること。自転車専用レーンを設けること。
- ②環状7号線を歩行者が安全に横断できる設計とすること。

188、補助 88 号線の整備については、自転車専用道を設置し、早期開通を図ること。

189、東十条駅南口の整備については、

- ①十条跨線橋・人道橋の架け替えや、駐車スペースの確保を行なうとともに、エレベーターやエスカレーターを中十条側、東十条側に設置するなどバリアフリー化を進めること。
- ②工事や自動車交通遮断の期間設定などについては、住民からの理解を十分に得るよう努力すること。
- ③早期の都市計画事業化をめざすこと。

190、新田橋の架け替えについては、

- ①用地買収など、関係住民の意向を丁寧に把握し、地元住民の合意形成を図ること。
- ②仮橋整備にあたり、可能な限りのバリアフリー対策を講じること。

191、豊島 4 丁目地区計画に関するまちづくりについては、

- ①商業施設設置にともなう近隣の一方通行道路への流入を防ぐよう交通安全対策を講じること。
- ②地域に開放する公園整備は、子どもや高齢者が憩えるひろばや防災倉庫を整備すること。

192、王子駅南口のバリアフリー対策や、王子駅南口駅前広場への郵便ポスト、公衆トイレなどの設置を進めること。

193、都電荒川線梶原停留所を、補助 90 号線の事業箇所である堀船 3 丁目側に移設するよう、東京都とともにとりくむこと。

194、学校跡地や都営住宅改築などによる創出用地を活用し、滝野川・王子本町地域に特別養護老人ホームを整備すること。

195、田端の土地区画整理計画については、残存区域の都市計画を廃止するよう都にはたらきかけること。

196、補助 91 号線、補助 81 号線など現道なし部分を含む未着手都市計画道路については、廃止・見直しを主張すること。あわせて、滝野川東地区の明治通り拡幅の中止を求めること。

197、補助 92 号線の田端 1 丁目西日暮里 4 丁目部分は、計画廃止を主張すること。また、山手線跨線橋は、新たな立ち退きが発生しない計画とすること。

第 7 節 交通対策について

198、コミュニティバスについては、

- ①浮間、滝野川、赤羽西など、交通不便地域での新ルートの増設を基本計画に位置づけること。
- ②現行の王子・駒込ルート・田端循環ルートの延伸、および区内全域を循環するルートも検討すること。
- ③新規路線展開などを検討する北区地域公共交通会議の開催にあたっては、公共交通を利用する地域住民の声が正確に反映されるよう配慮すること。
- ④障がい者無料パスなどが使用できるよう工夫すること。

199、国際興業バスに対し、王子駅から赤羽駅西口の運行ルートを、都営赤羽西五丁目アパート前を通るように変更を求めること。また、ナショナルトレーニングセンター前停留所の表記をわかりやすくするよう改善を求めること。

200、バス停留所に屋根を設置すること。また、縁石の段差をなくすなど、バス乗降時のバリアを解消すること。

201、国と鉄道事業者に対して、以下の諸点をはたらきかけること。

- ①全駅ホームドア設置および全改札口に、エレベーター、エスカレーターを設置すること。
- ②職員の障がい理解をすすめ、無人化となったホームおよび改札口は、人的配置を行なうようはたらきかけること。
- ③低床式バス化と停留所の改善、バス停の行き先表示を改善すること。

202、板橋駅のバリアフリー化については、混雑時の危険を回避するため、早急にホームドアを設置するよう JR に要請すること。

203、田端駅高台側エレベーターの設置は、ビル風対策などに万全を期して早期実現をめざすこと。

204、豊島五丁目団地から赤羽駅東口・王子駅行きの都バス始発時間をさらに早めるようはたらきかけること。また、バス停位置の変更にとまない屋根を移動すること。

205、北赤羽駅、浮間舟渡駅に埼京線快速が停車するようはたらきかけること。

206、都営地下鉄西巢鴨駅の出入り口を滝野川 5・6 丁目にも設置するよう求めること。

207、各駅周辺の自転車など駐車場については、

- ①鉄道事業者の責任で整備させること。当面、設置場所の提供を強力に求めること。
- ②北赤羽駅浮間口周辺、赤羽駅西口および王子駅周辺の駐輪対策を急ぐこと。
- ③一定割合で自動二輪の駐車スペースを確保すること。

208、自転車の安全な利用を図るために、

- ①自転車専門部会を設置するなど、交通安全協議会の機能を強化すること。
- ②車道、歩道と分離した自転車専用レーンを整備すること。
- ③3 人乗り自転車に対する助成制度を拡充すること。

209、以下の地点の歩道橋は、横断歩道に変更するよう関係機関にはたらきかけること。

- ①桐ヶ丘赤羽台歩道橋
- ②環七通り馬坂交差点歩道橋
- ③北本通り王子 3 丁目交差点歩道橋
- ④明治通り溝田橋交差点歩道橋の豊島側

210、以下の地点に横断歩道を設けるよう関係機関にはたらきかけること。

- ①赤羽北 3 丁目バス停付近
- ②豊島五丁目団地交番前交差点

第 6 章 環境にやさしい消費生活を送るために

第 1 節 温暖化抑制の環境対策について

211、温室効果ガス排出削減のために、

- ①2050 年までに 80%の排出削減をめざす国際基準に照らして、日本の削減目標を、2030 年までに

1990 年比で「少なくとも 40～50%削減」(現在は 18%)とするよう国に求めること。

②火力発電(産業・企業を含む)の「クリーン・エンジン化」を促進させ、二酸化炭素発生的大幅削減を国に求めること。

212、昨年改定した「第 2 次北区地球温暖化対策地域推進計画」を積極的に推進し、国際基準に照らし見直しを図ること。

213、緑の基本計画改定については、街路樹、屋上や壁面の緑化、公園の拡大などグリーンインフラを強化し、公共施設の改築の際は、樹木の伐採をおさえ、緑被率を高めること。

第 2 節 リサイクルについて

214、プラスチックごみの 8 割を占める産業廃棄物に対応するため、製造者責任を明確にした「拡大生産者責任」制度をつくるよう国に求めること。

215、気候変動や省エネ・エコ活動などについて、区民向けの啓発や広報を拡充すること。

216、食品ロスのとりくみについては、「我が家の食品ロス・チェック」を普及すること。また、フードドライブの受付窓口を増やすこと。

217、「エコー広場館」は、王子地区をはじめ、7 館を目標に増設すること。

218、家庭ゴミの収集を有料化しないこと。また、家電リサイクル法にともなう低所得者への補助制度をつくること。

219、北区全世帯への戸別収集化を行なうこと。

第 3 節 再生可能エネルギー推進、原発・放射線対策について

220、原発の再稼働や輸出を認めず、原発のない社会を目指す姿勢を打ち出し、「再生可能エネルギー推進のまち北区宣言」を行なうこと。

221、原発事故被害の賠償の完全実施、被害者の住宅、医療など生活再建についても、国と東電の責任を徹底追求し、原発被害者支援法に基づく支援の継続を求めること。

222、学校、区有施設での再生可能エネルギー導入を計画化し、都営住宅や UR 賃貸住宅の大規模改修や建て替えにあたっても、積極的導入をはたらきかけること。

223、北区が購入している電力の一部を、株式会社中之条パワーから買い取ることや、シンポジウムの共同開催など、再生可能エネルギーのまちづくりにとりくむ中之条市とのさらなる連携を図ること。

224、民間住宅や中小企業での普及を推進するため、再生可能エネルギー機器設置の初期費用ゼロをめざし、基金や特別融資制度の創設、補助限度額・補助率の引き上げ、制度の区民周知を促進すること。

225、学校や公共施設における LED への切り替えを計画的に行なうこと。また、LED 導入の補助金については、障がい者施設を含めた民間事業所や区民へ対象を拡充すること。

226、原子力事故における放射線対策について、情報提供や危機管理体制、健康管理などの対応を北区防災計画に明記すること。

227、区内の空間放射線量の把握と対策については、休止となっている空間線量の調査や土壌調査を再開し、区内の定点観測を実施すること。

228、給食など、食品の安全確保および、内部被爆を含む子どもの健康管理について、健診・治療体制の確立を国に求めること。

第 4 節 騒音、水質、ダイオキシン、アスベスト対策について

229、高速道路王子線の環境対策については、道路・橋脚の老朽化による騒音・振動の影響を調査し、ノージョイント化や最新の吸音装置、制震装置の設置、車輛の走行規制など、必要な対策を講じるよう首都高速道路株式会社へ求めること。

230、都内の住宅密集地を低空で飛行し、騒音や安全性への不安が各地から出されている羽田空港の機能強化については、国交省に対し計画撤回を求めること。

231、石神井川の水質浄化については、汚泥の浚渫回数を増やすこと。また、地下湧水による水質改善の状況を検証し、対策を強化すること。

232、豊島五丁目団地のダイオキシン対策については、ダイオキシン類土壤汚染対策費裁判について、再請求訴訟の勝訴をめざすこと。あわせて、覆土対策後のリスク管理について万全を期すること。

233、学校以外のアスベスト対策については、

- ①区内公共施設の解体時におけるアスベスト撤去工事に万全を期すこと。
- ②民間を含め、撤去工事にかかわる国や東京都の補助制度を拡充するよう求めること。
- ③分譲マンション、個人や共同住宅など、リフォーム、解体時にアスベスト調査を義務づけること。

第 5 節 動物との共生、生物多様性の保全について

234、区内の河川敷や公園に、人と犬とが共生できる「ドッグラン」を整備すること。

235、飼い主のいない猫などへの対応について、

- ①地域課題として解決するしくみをつくること。
- ②保護されたペットの一時保護や里親募集の「譲渡会」を支援すること。
- ③不妊・去勢手術費用助成を増額すること。

236、生物多様性については、

- ①生物多様性基本法に基づく地域戦略や目標、計画を策定すること。
- ②区民(小中高校生も含む)参加の生物多様性の調査、学習などを、学校教育、社会教育に取り入れ具体的な実践に生かすこと。また、北区としての生物指標を定めること。

第 7 章 区民本位の行財政改革を

第 1 節 北区経営改革プラン、北区公共施設再配置方針の見直しを

237、「(仮称)北区自治基本条例」や「(仮称)北区住民参画条例」の制定をはじめとする住民本位の行財政改革にとりくむこと。

238、基本計画の改定にあたっては、

- ①今後、総人口で 10 年間、年少人口で 15 年間、人口が増えるとした最新の北区人口推計をふまえ、施設不足が起きないよう、区民にとって必要な施設の整備・拡充を基本にすえること。
- ②基本計画の改定とあわせ、子ども・子育て支援計画や学校適正配置計画、今後の児童館のあり方に関する基本計画、子どもセンター・ティーンズセンター配置計画など、人口減少を前提とした諸計画についても、施設の拡充や統廃合の再検討など、抜本的な見直しを行なうこと。

239、約 180 億に積み上がった財政調整基金は、その一部をさらなる区民の暮らし充実、地域経済活性化に活用すること。

240、経営改革プランの改定にあたっては、今後 10 年間の人口増加、財政対応力の高まりをふまえ、職員削減、受益者負担、外部化という「行革」路線を抜本的に見直し、区民、職員本位の行財政改革の計画に改めること。

241、北区公共施設再配置方針、北区公共施設総合管理計画が掲げる「今後 20 年間で施設総量の 15%の削減」という目標は撤廃し、必要な施設の再配置については、基本計画、中期計画改定などの節目ごとに方針をたて具体化を図ること。

242、会計年度任用職員の雇用の安定化と待遇改善を図り、「官製ワーキングプア」を根絶すること。

243、指定管理者制度については、必要な職員の配置、専門職の確保、派遣やアルバイト雇用などの実態を把握し、「ワーキングプア」を生まないよう適正な指導を行なうこと。また、すべての施設での第三者評価の実施や、モニタリングの精度向上を図ること。

244、個人情報の漏えいやサービス低下が危惧される窓口業務の民間委託は見直すこと。

245、区民事務所については、引き続き、王子区民事務所の混雑緩和の対策を講じるとともに、分室の復活を検討すること。当面、分室が廃止された地域で、税証明書などを交付する一時的な窓口を開設すること。

246、住民税、国保料、保育料などの滞納の徴収については、

- ①失業、倒産、病気など区民の生活実態に十分配慮し、生活再建途上などの理由が明らかな場合、差し押さえは行なわないこと。
- ②債務者やその家族が生活していく上で必要不可欠な財産、必要最低限度の財産など差押禁止財産は差し押さえないこと。
- ③法令や各種省庁通知にのっとり、生活再建上やむを得ない場合には、執行停止、換価の猶予および不納欠損措置を適切に実施すること。

247、区長が直接区民の意見を聞く「まちかどトーク」を復活すること。また、より多くの区民意見が区政に反映されるよう、パブリックコメントの実施方法を改善すること。

248、マイナンバー制度については、国に対し中止を求めるとともに、当面、以下の対策を講じること。

- ①マイナンバーカードの申請が義務ではなく希望制であることを区民に周知すること。
- ②庁内のセキュリティ・システムの管理・運営に万全を期すとともに、個人番号を取り扱う委託業者には、厳格なセキュリティ対策を求めること。また、再委託は禁止すること。
- ③国に対し、運用経費の増額と、これ以上の適用範囲の拡大を行なわないよう求めること。

249、自治体業務において、人の将来を左右する分野へのAIの導入は行なわないこと。

第2節 区民負担を軽減し、安心の消費生活を

250、消費税については、

- ①「社会保障の財源を調達する手段としてふさわしい税金」（ふるさと北区財政白書）などと容認する姿勢をあらため、当面、5%への減税を国に求めること。
- ②区民施設の利用料・使用料に転嫁しないこと。

251、大企業・富裕層への特権的優遇税制を見直し、応分の負担を国に求めること。

252、「減らない年金」の実現や年金制度のさらなる充実のため、7兆円もの大削減となるマクロ経済スライドの中止、最低保障年金制度の確立を国に求めること。

253、2021 年度から実施される住民税非課税制度の「みなし寡婦(夫)」適用について、2020 年度も同様の緩和措置を講ずること。

254、税の申告にあたっては、国保料など社会保険料控除のつけおち防止、寡夫(寡婦)控除、医療費控除、介護認定者に対する区独自の「障害者控除対象者認定書」の交付などにより、税負担軽減ができることを積極的に周知すること。

255、公共施設の使用料・利用料や各種手数料を引き下げ、値上げされた自転車駐車場料金を元に戻すこと。

256、私道・私下水工事の補助事業については、私下水工事も 1 割負担を無料に戻すとともに、工事の承認条件の緩和を図ること。

257、消費生活センターについては、相談員の正規化・増員を図り、休日、夜間の相談体制を拡充すること。

258、「振り込め詐欺」や悪質な訪問販売、電話による投資誘導などからの消費者保護対策を強化すること。

259、税理士会や行政書士会が実施している区の関連事業については、

- ①小・中学校などで実施している租税教室や法教育出前授業への区の補助を増額すること。
- ②王子納税者支援センターへの補助を増額し、区の税金相談との連携に努めること。
- ③庁舎内ロビーや、ふれあい館での行政書士無料相談会に対する予算措置を行なうこと。
- ④庁舎内に、地区ごとの行政書士の案内板を設置すること。

第 3 節 公正・公平な契約をめざして

260、「(仮称)公契約条例」を早急に制定し、発注業者はもとより指定管理者を含めた企業、労働者に対する適正な賃金の確保、下請け保護、地元企業育成、談合の防止を進めること。そのために、中小業者や商業組織など区内関係団体に広く呼びかけ、条例制定にむけた検討会を設置すること。

261、北区が発注する公共工事において、

- ①高騰する建設資材や労務単価、社会保険の適用強化、早出残業時間の厳格化、運搬費の高騰な

- どの背景を、迅速かつ正確に反映した予定価格の積算を行ない、最低制限価格を是正すること。
- ②積算内容の精度をあげるため、現場での説明や現場説明書を含む設計図書は、一式数量をあらため、数量を具体的に明示すること。
 - ③「支店・営業所」の営業実態調査を実施し、区内本店業者や主たる事業所の営業が行われている業者への発注を優先すること。
 - ④造園工事として一括発注されている公園の大規模整備工事について、造園、建築、電気、給排水工事などの各専門業者に分離発注すること。
 - ⑤工事関係提出書類の標準化、簡素化については、管理者、施工者双方の業務改善につながるよう配慮すること。
 - ⑥契約保証金が免除となる条件について、北区地元業者の公共工事の契約実績は、過去 5 年以内に改定すること。
 - ⑦公共工事終了後、品質確保や技術力向上に期する建設業者との意見交換を実施すること。

262、総合評価方式については、

- ①成績評価に反映される工事について、過去 3 年とされている該当期間を、5 年以内とすること。
- ②労働者や下請け企業保護、社会貢献を行なう地元企業への優遇措置を盛り込むこと。

263、入札制度の透明性を確保するために、

- ①委託事務審査委員会の公開など、契約経過が公表できるようにすること。
- ②入札に関する関連業者からの質問、回答は、平等性の確保から公開すること。
- ③電子入札の不調・随意契約などの情報を開示すること。

264、不適格業者への対応については、損害賠償額の引き上げ、指名停止基準を強化すること。

第 4 節 自治権拡充、財政権確立のために

265、法人住民税の一部国税化はやめるよう国に求めること。

266、都区財政調整制度については、

- ①従来の子どもの医療費無料化などに加え、児童相談所設置にむけた基準財政需要額を区側に配分させるとともに、調整割合も引き上げること。
- ②引き続き都区役割分担の明確化につとめ、東京都による大都市事務負担分をのぞく財調財源は、すべて 23 区側財源とさせること。
- ③特別交付金は、都側調整率 45%分の中から交付させること。現行 5%分についての各区配分結果一覧をすみやかに公表させること。また、使途基準を明確にすること。

267、都市計画税財源については、使途基準を明確化し、23 区への都市計画交付金は大幅に増額させること。

第 5 節 政治倫理の確立について

268、「(仮称)北区公務員倫理条例」を制定すること。

269、区長退職金を大幅に減額すること。また、区長交際費をさらに縮小すること。

270、議会選出監査委員の選任は公正・公平にすること。

第 8 章 立憲主義・民主主義、平和と人権の発展に向けて

第 1 節 立憲主義・民主主義・人権を守るために

271、憲法違反の安保法制、秘密保護法、共謀罪法の廃止とともに、自衛隊を憲法に書き込む9条改変を行わないよう国に求めること。

272、改正ハンセン病問題基本法にもとづき、差別と偏見をとりのぞく啓発・人権教育を推進すること。

第 2 節 平和に関する施策について

273、国連で採択された核兵器禁止条約への参加を国に求め、区長がまずもって「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」に署名し、核兵器禁止国際条約の早期発効めざすとりくみを推進すること。

274、北区平和都市宣言を「北区非核平和都市宣言」に改正し、日本非核宣言自治体協議会へすみやかに加入すること。

275、北区の平和事業については、

- ①広島・長崎の平和祈念式典に、区民、小中学生、区、区議会の代表を派遣すること。
- ②北区の「平和資源」を内外に発信するパンフレットの作成や、区発行の「平和マップ」を活用し「平和の語り部」育成や平和教育を進めること。
- ③「原爆展」を広島市や長崎市と提携し、北区平和祈念週間に拡充して実施すること。
- ④被爆者援護法の制定を国に求め、区内在住の被爆者を支援し、被爆体験の聞き取り・語り伝え活動を推進すること。

276、自衛隊十条駐屯地については、

- ①グラウンドの一般開放や東京都の避難場所として復活させ、震災避難時には区民の避難場所として解放すること。
- ②「ヘリコプター利用は月 1 回程度」との約束を守らせ、騒音対策をたてさせること。

277、在日米軍基地について、欠陥機オスプレイの横田基地配備撤回、名護市辺野古への新基地建設中止、全国知事会の「日米地位協定抜本見直しを求める提言」の実施を国に求めること。

278、日本による侵略戦争と植民地支配への真摯な反省の上にたち、日本軍「慰安婦」問題など未解決の問題をすみやかに解決すること。

第 3 節 ジェンダー平等の推進について

279、十分な拠点スペースを確保するなど、北区男女共同参画推進ネットワークの活動を支援すること。

280、男女の格差、不平等による高齢単身女性やひとり親家庭の貧困、非正規雇用、介護・保育など、ケアワークにおけるワーキングプアを是正する施策を推進すること。

281、DV(ドメスティックバイオレンス)については、被害者がいつでも相談できる体制の確立、シェルターや住居確保、心理的ケアや生活再建などについて、東京都とともに体制を整えること。また、加害者への再発防止プログラムを実施すること。

282、JK ビジネス、アダルトビデオ強要、痴漢や性犯罪の防止に関する教育・啓発活動、性の商品化を改める環境整備を推進すること。

283、妊娠・出産による解雇、嫌がらせなどの「マタハラ」、就活生への「セクハラ」など、ハラスメント防止に関する啓発や相談のとりくみを強化すること。

284、区役所において、管理職をはじめ、計画的に女性の採用、登用を進めること。また、各種委員会や審議会での女性の構成比率を高めること。

285、性の多様性を認め、誰もが差別されず自分らしく暮らせるために、

- ①LGBTQ、性的指向・性自認(SOGI)について、区民理解を進める講演会の開催や北区ニュースやホームページでの周知、パンフレットの配布など広報を充実すること。
- ②小・中学校において、混合名簿や制服の自由選択を推進し、児童や生徒が相談しやすい相談環境を整備すること。
- ③性的マイノリティの専門相談窓口を設置し、メールや電話相談の実施、交流カフェや居場所づくりなどの事業を行なうこと。
- ④多様性を認めあい、人権が尊重される条例の制定や支援宣言を行ない、LGBT カップルを公的に認める「パートナーシップ認証制度」を創設すること。
- ⑤区営住宅における同性パートナーの入居を保障するなど、差別をなくすとりくみを進めること。

286、ジェンダー平等社会をめざし、以下の点を国に求めること。

- ①女性差別撤廃委員会に救済の申し立てができる「個人通報制度」の女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准すること。
- ②暴行脅迫要件の廃止や加害者への罰則規定をもりこんだ刑法の見直しを行なうこと。
- ③セクハラ禁止法や性暴力被害者支援法、および売春防止法を改定し女性自立支援法など、国と地方自治体の責務を明確にした法整備を行なうこと。
- ④性暴力被害者支援のための24時間ワンストップ相談センターの体制確立や、婦人保護施設および婦人相談員などへの予算を抜本的に引き上げること。
- ⑤選択的夫婦別姓制度を導入するよう、民法の改正を行なうこと。

第 4 節 外国人の生活・権利擁護のために

287、高等教育や幼児教育の無償化は、朝鮮学校をはじめ、外国人学校も対象とするよう国に求めること。

288、無年金の外国人高齢者に対する特別給付金を現行の 1 万 5000 円から大幅に引き上げること。

289、転出入や保険加入手続きなどを行なう区役所の窓口に、複数の言語に対応できる通訳を配置するとともに、総務課の通訳ボランティア派遣事業を子ども・子育て支援施設などへ拡充すること。

290、外国人の生活や権利擁護についてのわかりやすい相談窓口を設置すること。

291、区民団体が実施している外国人への日本語指導教室などへの支援や助成を行なうこと。

292、公営住宅などの外国人居住者が、近隣住民とともに安心して暮らせるためのルールづくりを進めること。

293、国籍や民族などの差別や暴力を禁止し、人権を尊重する条例を制定すること。当面、反ヘイト啓発ポスターの掲示を促進し、ヘイトスピーチなど人種差別を行なっている団体には区の施設や公園の使用許可を与えないこと。

294、永住外国人の地方参政権の実現を国に求めること。

以上